

総社市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月28日

総社市教育委員会教育長 久山延司

総社市教育委員会規則第1号

総社市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

総社市教育委員会事務局処務規則（平成17年総社市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第10条関係）					別表（第10条関係）				
1 略					1 略				
2 財務に関する事項					2 財務に関する事項				
事項	部長	教育総務課長	合議	摘要	事項	部長	教育総務課長	合議	摘要
略					略				
節	部長	教育総務課長	合議	摘要	節	部長	教育総務課長	合議	摘要
略					略				
10 需用費	略				10 需用費	略			
	飼料費 賄材料費 医薬材料費	○		児童福祉施設、学校給食施設の給食用、間食用の賄材料費は主務課長		飼料費 賄材料費 医薬材料費	○		
	略					略			

改正後					改正前				
略					略				
21 補償, 補填及び賠償金	100万円以上 500万円未満	100万円未満	賠償金は総務部長 財政課長 総務課長	賠償金は除く。	21 補償, 補填及び賠償金	100万円以上 500万円未満	100万円未満	賠償金は総務部長 財政課長 総務課長	賠償金は除く。
22 償還金, 利子及び割引料	100万円以上	100万円未満		国, 県への償還金に係るものは主務課長					
略					略				
3及び4 略 備考 略					3及び4 略 備考 略				

附 則
この規則は, 令和4年10月1日から施行する。